

みどりの食料システム戦略 推進交付金 事業説明会

長野県農政部農業技術課

令和5年12月13日（水）13時～16時30分
オンライン開催（Microsoft Teams）

◆本日のスケジュール

時 間	項 目
13:00～	1 交付金全般に関すること <ul style="list-style-type: none">・事業の構成、交付金予算のしくみ・予算執行、事業実施スケジュール・配分基準（ポイント）と目標設定について
	2 事業メニューごとの詳細
13:30～	2-1 有機農業産地づくり推進事業
13:50～	2-2 有機農業転換推進事業
14:10～	2-3 グリーンな栽培体系への転換サポート
	(10分休憩)
14:50～	2-4 SDGs対応型施設園芸確立
15:20～	2-5 バイオマス地産地消の推進
15:40～	2-6 バイオマス地産地消施設整備
16:00～	2-7 環境負荷低減の取組みを支える基盤強化対策
16:20～	3 全体を通しての質問、スケジュールの再確認

1. 交付金全般に関すること

◆ 『みどりの食料システム戦略推進交付金』とは？

みどりの食料システム戦略に基づき、

- ①資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出
 - ②有機農産物の販路拡大・新規需要開拓等の促進
- することを目的に、国が措置した交付金事業

(令和3年度補正予算～)

◆事業の構成

交付金には複数のメニューがあり、目的に合わせて取り組む事業を選択することができます。

【今回の要望調査メニュー】

- (1) 有機農業産地づくり推進事業 【変】
- (2) 有機転換推進事業 【変】
- (3) グリーンな栽培体系への転換サポート 【変】
- (4) SDGs対応型施設園芸確立
- (5) バイオマス産地消の推進
- (6) バイオマス産地消施設整備
- (7) 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策 【変】

※ 【変】は令和5年度補正事業から一部変更があるもの

◆県内での実施状況

【令和4年度】

事業名	実施件数	主な取組み内容
有機農業産地づくり 推進	2件	有機給食・食育の実施、栽培技術講習会の開催、オーガニックマルシェへの出店 等
グリーンな栽培体系 への転換サポート	7件	【主な導入技術】 ・ 環境負荷軽減技術 ペレット堆肥を活用した土づくり 気門封鎖剤や天敵資材を活用した防除体系の検討 等 ・ 省力化技術 ドローンセンシングによる農薬・肥料のピンポイント散布、生分解性マルチの活用 等

◆県内での実施状況

【令和5年度】

事業名	実施件数	主な取り組み内容
有機農業産地づくり 推進	4件 (うち新規2件)	有機給食・食育の実施、栽培技術講習会の開催、オーガニックマルシェへの出店 等
グリーンな栽培体系 への転換サポート	4件 (うち新規3件)	【主な導入技術】 ・ 環境負荷軽減技術 交信かく乱剤の導入、緑肥の活用、捕獲作物の導入 等 ・ 省力化技術 フェロモントラップ調査結果の活用、農薬散布回数削減生分解性マルチの活用 等

◆みどりの食料システム戦略推進交付金の呼び方

【みどりの食料システム戦略**緊急対策**交付金】と
【みどりの食料システム戦略**推進**交付金】？

⇒国では、予算措置した「お財布」の違いにより、
名称を分けています。

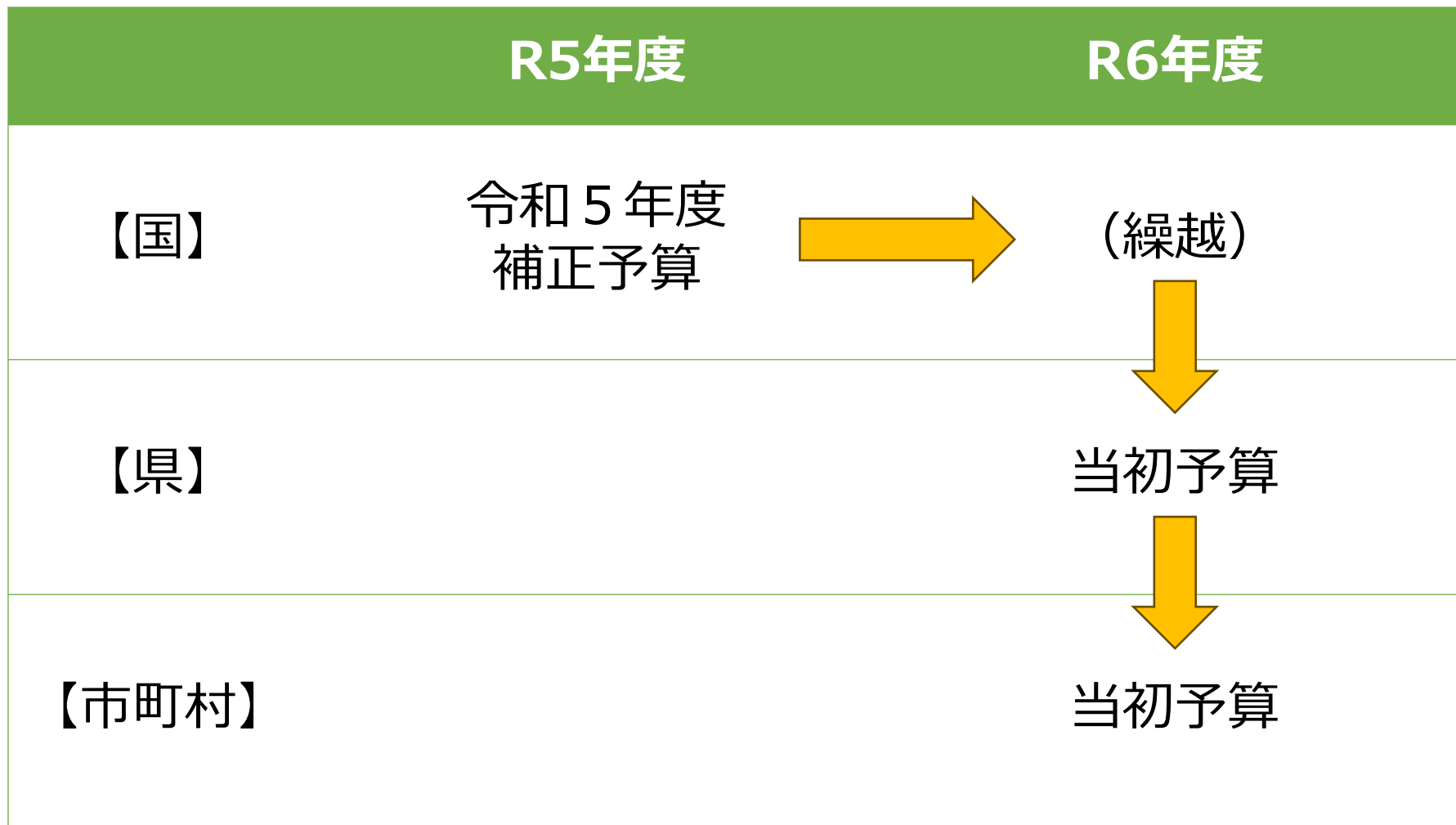
事業メニューについては、一部を除き概ね同じです。

県では、統一して

「みどりの食料システム戦略推進交付金」

(通称：みどり交付金) と称します

◆予算のしくみ

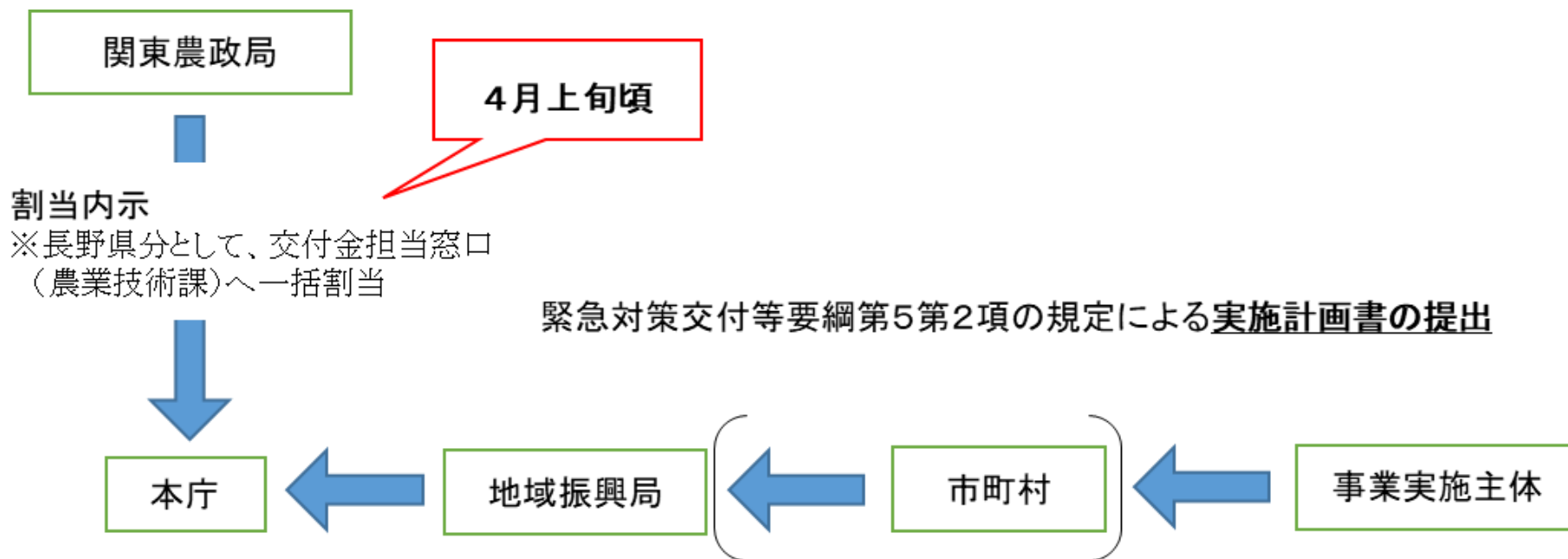


◆事業執行・お金の流れ

※時期は『見込み』です

(1) 国からの『内示』後 (令和6年4月上旬)

要望調査の内容について国が確認し、交付対象事業として採択となる『見込み(=内示)』の連絡が来た後、交付申請手続きのための「事業計画書」を提出ください



◆事業執行・お金の流れ

Q 要望調査でも事業計画書を提出するのに、もう一度提出しなければならないのか??

A 要望調査は「その事業が交付金を交付するための要件を満たしているか」等の内容を審査するための手続きです。

その後の交付申請は、申請者本人から交付金の交付を求める「意思表示」の手続き（＝申請主義）となるため、「どの計画について交付を求めるのか」を確認するために、再度提出をお願いしています。

＝審査に適合した計画についての申請のため、

原則、計画書の内容は要望調査と「同じもの」となります。

※ただし、交付申請では国の「財政担当」（＝要望調査の審査時とは違う目）が入るため、計画書等の細かな修正が求められる場合があります。

◆事業執行・お金の流れ

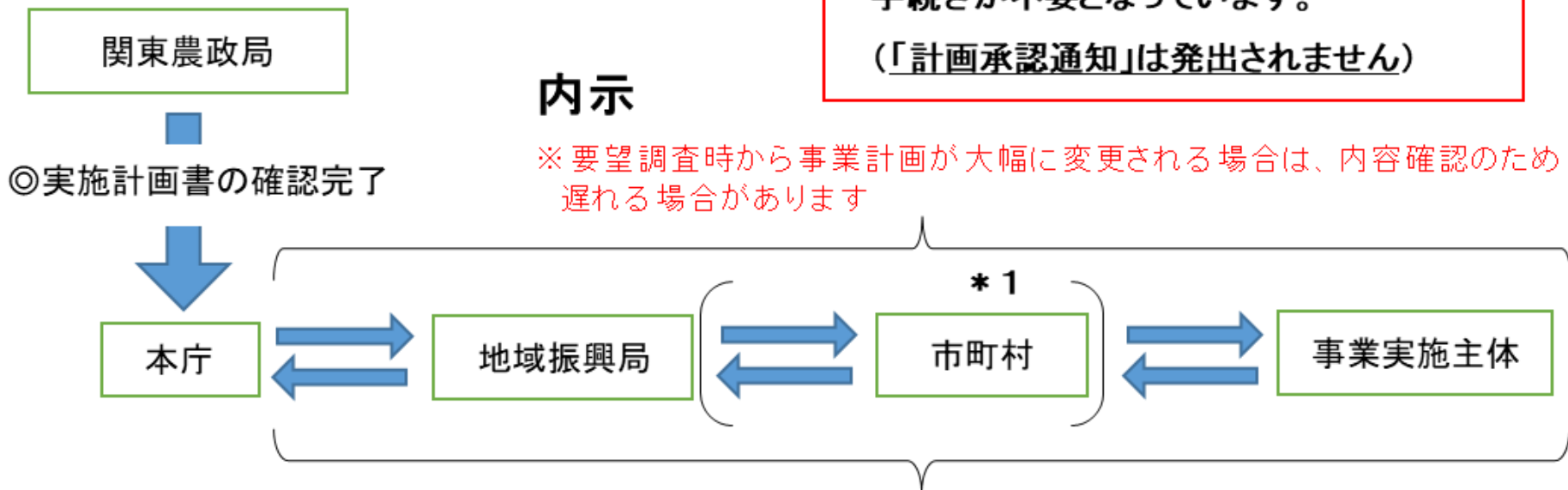
※時期は『見込み』です

(2) 『事業計画書確認』後 (令和6年4月上旬～中旬)

※令和4年度補正事業から「計画承認」の
手続きが不要となっています。
(「計画承認通知」は発出されません)

内示

※要望調査時から事業計画が大幅に変更される場合は、内容確認のため
遅れる場合があります



4月下旬頃：着手届の提出により、事業開始が可能

◆事業執行・お金の流れ

※時期は『見込み』です

(2) 国からの『交付決定』後 (令和6年6月上旬)

県からの交付決定 = 正式な事業開始

6月上旬頃

関東農政局

交付決定

※長野県分として、交付金担当窓口
(農業技術課)へ一括決定通知

県交付要綱に基づく交付申請、執行管理

*2 複数市町村において実施される事業及び県が事務局の協議会が事業実施主体の場合は、地域振興局から直接事業実施主体に対し交付決定を行う

本庁



地域振興局



*2

市町村



事業実施主体

再配当 * 1

*1 事業担当課(農業技術課または園芸畜産課)の予算枠から配当し、以降、地域振興局の執行状況管理は事業担当課にて行う

◆ 交付金の配分基準（ポイント）と目標設定

計画書の選定基準の一つに、

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の 配分基準

があります

- ◎ 評価項目のうち、「不選定」の評価がある事業実施計画については、不選定となります
- ◎ 目標の項目・設定値に応じて、ポイントが付与されますので、目標設定にあたっての参考としてください

◆ 交付金の配分基準（ポイント）と目標設定（例）

別表 2（事業実施計画に対する評価の基準）

1 共通項目

	必須項目及び配点基準	ポイント
有効性	① みどりの食料システム戦略に掲げたK P I（重要業績評価指標）に貢献する取組となっているか。	
	ア K P I 達成に貢献する取組となっている。 イ K P I 達成に貢献する取組となっていない。	3 不選定
実現性	② 事業実施内容が、設定した目標の達成に資するものとなっており、適正に実施する体制及び能力を有し、役割分担、責任体制が明確となっているか。	
	ア 目標の達成、実現性の観点から相当と認められる。 イ 目標の達成、実現性の観点から相当でない。	3 不選定

【みどり交付金】の目的 = みどり戦略の達成

⇒ 計画の目的・内容が合致しない場合は不選定

◆ 交付金の配分基準（ポイント）と目標設定（例）

（４） グリーンな栽培体系への転換サポート

<p>⑨ 普及目標ポイント (4点満点)</p>	<p>次のア～ツからいずれか1つ選択する。複数の品目で取組を実施する場合は、主に検証する品目の面積を選択する。</p>																
<p>イ 稲 (有機農業以外)</p>	<p>産地において、事業実施計画に記載した、産地戦略の目標年次までに普及（拡大）を目指すグリーンな栽培体系（有機農業以外）の面積</p> <table border="1" data-bbox="768 782 1802 1102"> <tr> <td>a</td> <td>70ha 以上</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>50ha 以上</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>30ha 以上</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>10ha 以上</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>10ha 未満</td> <td>0</td> </tr> </table>	a	70ha 以上	4	b	50ha 以上	3	c	30ha 以上	2	d	10ha 以上	1	e	10ha 未満	0	
a	70ha 以上	4															
b	50ha 以上	3															
c	30ha 以上	2															
d	10ha 以上	1															
e	10ha 未満	0															

◎ポイント獲得のための無理な目標設定は禁物！

事業を実施した翌年以降も、目標が達成されたか評価されるため。達成の見込みが困難な場合は、達成に向けた「改善計画」等の提出が求められます（手間が増えてしまいます！）

◆ 交付金の配分基準（ポイント）と目標設定（例）

2 事業別項目

(1) - 1 有機農業産地づくり推進事業のうち交付等要綱別記1第1の1(1)関係

⑦から⑨-2までのポイントの合計は38ポイントを上限とし、⑨-1及び⑨-2のポイントの合計は5ポイントを上限とする。

	評価項目及び配点基準	ポイント
⑦ 法との関連性	事業に参加する者（事業実施主体である協議会の構成員を含む。）に、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」、法第21条第1項に規定する「特定環境負荷低減事業活動実施計画」若しくは法第39条第1項に規定する「基盤確立事業実施計画」の認定を受けている者、又は令和6年度までにこれらの認定を受ける見込みがある者（以下「計画認定者等」という。）が含まれる場合、ア及びイのa、bのうち該当するものを選択し、合計すること。（10点満点）	

(補足)

「みどりの食料システム法」に基づく農業者認定制度

- 環境にやさしい農業を拡大するため、国は「**みどりの食料システム戦略**」を策定
- さらに、戦略を推進するための「**みどりの食料システム法（通称）**」を制定



「**みどりの食料システム法**」では、
環境負荷の低減に取り組む**農業者等**が作成する
環境負荷低減事業活動実施計画を**知事**が認定

(補足)

「みどりの食料システム法」に基づく農業者認定制度

環境負荷低減事業活動を認定



- ①土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用削減の取組を**一体的**に行う事業活動（≒旧エコファーマー）
- ②温室効果ガスの排出の量の削減に資する活動
- ③別途、農林水産大臣が定める事業活動

上記①～③いずれか1つの取組から認定可能

具体的な取組内容は【技術指針】を参照 →



【補足】 「エコファーマー制度」からの移行

みどりの食料システム法施行日（R4.7.1）と同日付で、**エコファーマー制度**の根拠法令である「**持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）**」が廃止



みどりの食料システム法に基づく
農業者認定制度へ移行



- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業

(①～⑥)

国（主務大臣）

計画認定の申請 ↑ ↓ 認定

事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

- ① 先端技術の研究開発及び成果の移転の促進
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化

（地方農政局を經由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること（事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

（①～③を満たす必要があります。）

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ・化学肥料・化学農業の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農業の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 取得価額が100万円以上であること

支援措置

- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- 種苗法の特例
 - ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- 食品等流通法の特例
 - ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
 - ・日本公庫による低利資金（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
 - 〔機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援〕
- 課税の特例（法人税・所得税）
 - (1) 資材メーカー・食品事業者等向け
 - 化学肥料・化学農業に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
 - (2) 機械メーカー向け（対象は生産者）
 - 生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
 - 〔販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を検討中です。

詳細は、農林水産省（電話：03-6744-7186）へお問い合わせください！

2. 事業メニューごとの詳細

◆事業の構成

交付金には複数のメニューがあり、目的に合わせて取組む事業を選択することができます。

【今回の要望調査メニュー】

- (1) 有機農業産地づくり推進事業 **【改】**
- (2) 有機転換推進事業
- (3) グリーンな栽培体系への転換サポート **【改】**
- (4) SDGs対応型施設園芸確立
- (5) バイオマス地産地消の推進
- (6) バイオマス地産地消施設整備
- (7) 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策 **【改】**

※ **【改】** は令和5年度補正事業から一部内容に変更があるもの

(1)有機農業産地づくり推進事業

【目的】

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の消費者を巻き込んで推進するモデル地区を創出する

【事業実施主体】

- (1) 市町村
- (2) 市町村が参画する協議会



※国の「**有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク**」に加盟していること、または加盟する予定があること。

(1)有機農業産地づくり推進事業

【支援内容】

ア 1年目の取組み

地域における有機農業の取組方針や生産、流通及び消費の拡大に資する事項を定めた「有機農業実施計画」の策定及び、計画策定に向けた試行的な取組み等を支援

イ 2年目以降の取組み

策定した計画の実現に向けた取組を支援

ウ **【新】** 3年目（計画2年目）以降の取組み

有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けた取組を支援（＝『スーパーオーガニックビレッジ』の創出）

(1)有機農業産地づくり推進事業

【試行的な取組みの例】（別記1別紙1）

◎生産関連の取組

- ・事業実施区域の未利用有機資材の供給体制整備
- ・新規有機農業者の育成や技術講習会の開催

◎加工・流通関連の取組

- ・地域で生産された有機農産物等を活用した加工品の開発
- ・レストラン、旅館等での活用に向けたメニュー開発

◎消費関連の取組

- ・学校給食における有機農産物等の活用に向けた調整、食育授業の実施

(1)有機農業産地づくり推進事業

【補助率】

定額（機械リースに係る経費のみ2分の1以内）

※**ア**の取組み：上限1,000万円

イの取組み：2年目 上限800万円

3年目 上限600万円

ウの取組み：上限1,000万円

(1)有機農業産地づくり推進事業

【成果目標】

ア 「**有機農業実施計画**」の策定・公表（別冊資料1参照）
=オーガニックビレッジ宣言（別途「宣言書」も作成）
（※3月中に県へ事前協議、事業実施翌年度4月末までに実施）

イ 有機農業実施計画において規定した目標
※①取組面積拡大、②販売量拡大、③有機農業者増加
のうち、いずれか1つ以上の数値目標を設定

ウ 耕地面積に占める有機農業の**取組面積の割合を
1ポイント以上または面積を30ha以上増加**

(1)有機農業産地づくり推進事業

【申請の流れ】

(協議会等) ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

【申請書類】

- 調査様式 1
- 事業実施計画書(別紙様式第 1 号)
- (※初年度の場合)別紙様式第 1 号別添 1
- (※ 2 年目以降の場合)別紙様式第 1 号別添 2
- (※「スーパーオーガニックビレッジ」に取り組む場合)
別紙様式第 1 号別添 3
- (※協議会の場合)協議会規約、会計規約等
- (※協議会の場合)協議会構成員名簿
- 経費の根拠資料(見積書、カタログ、単価が記された会計規約 等)

(2)有機転換推進事業

【目的】

慣行農業から**国際水準の有機農業**への農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者に対し、**転換初年度の掛かり増し経費**を支援

【事業実施主体】

- (1) 市町村または県
- (2) 市町村または県、若しくはその両方を含む協議会

(2)有機転換推進事業

【言葉の定義】

◎ 慣行農業

化学的に合成された肥料又は農薬若しくはその両方を用いて行う農業

◎ 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

◎ 国際水準の有機農業

有機農産物の日本農林規格（＝有機JAS）に定められた取組水準の有機農業

(2)有機転換推進事業

【支援内容】

ア 転換支援事業

国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者
(= **交付申請者**) に対し、種苗や肥料といった生産資材
の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援

イ 転換支援円滑化事業

交付金の交付事務、本事業の実績報告の確認及び
指導、実施状況の確認及び指導にかかる事務費を支援

(2)有機転換推進事業

【交付申請者】

以下、別記2第2の2の要件を**全て**満たす農業者

- ◎慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者、
または国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者
- ◎営農の一部又は全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること
- ◎販売目的であること
- ◎本事業終了後も引き続き国際水準の有機農業を継続する意向があること
- ◎**【新】** 通称「みどりの食料システム法」に基づく認定を受けている、または目標年度（2年後）までに認定を受ける予定であること

(2)有機転換推進事業

【補助率】

アの取組み **20,000円/10a以内**

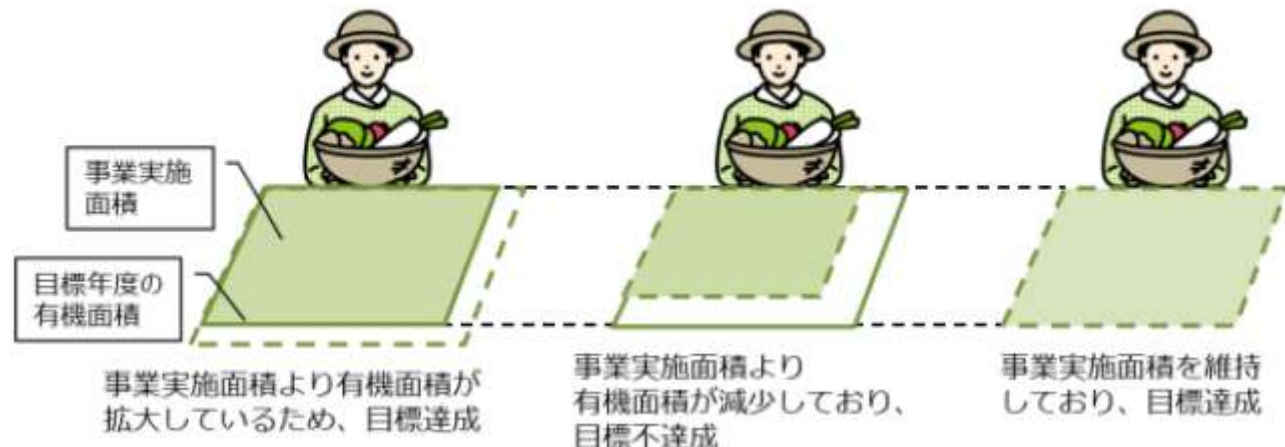
※申請に当たっての下限面積は10aです。

※申請額の合計が予算額を上回った場合、減額されることがあります。

イの取組み 交付申請者からの要望額の **1割以内**

【成果目標】

事業実施年の2年後において、対象者の有機農業に取り組むほ場の面積が維持又は拡大されていること。



(2)有機転換推進事業

【申請書類】

- 調査様式 1
- 事業実施計画書(別紙様式第 2 号)
- 別紙様式第 2 号別添
- 別紙様式第 2 号別添 別紙 1 - 1
- (※協議会の場合)協議会規約、会計規約等
- (※協議会の場合)協議会構成員名簿
- (※推進事業を行う場合)
経費の根拠資料(見積書、単価が記された会計規約 等)

その他、別紙様式第16号- 1 ~ 3 (農業者が市町村等へ提出) を
交付申請までに提出

(2)有機転換推進事業

【申請の流れ】

農業者 ⇒ (協議会等) ⇒ **市町村**
⇒ 農業農村支援センター

※市町村の皆様

農業者（交付申請者）からの申請取りまとめ（間接補助）
にご協力をお願いします

→「環境保全型直接支払交付金」との兼ね合い、農地の
利用権設定状況など対象農地の要件を確認いただく
必要があるため

(2)有機転換推進事業

【対象農地の考え方】

以下、別記2第2の5の要件を満たす農地

- ◎ 交付を受けようとする農業者が使用及び収益を目的とする権利を有する耕地（販売権の委託を含む農業受託契約を締結しているものを含む）
- ◎ 面積は「本地面積」とし、畦畔、はざ場等の作物の作付けが不可能な農地は含まない
- ◎ 作物を作付けしていない場合、または販売を目的としていない作物を作付けしている場合、その面積を含まない
- ◎ 一ほ場で複数品目を連作するほ場については、当該ほ場で生産を行う一作期分の面積が対象
- ◎ 交付申請の前作で有機農業の取組が行われているほ場は含まない
- ◎ 肥培管理及び雑草や病害虫の発生予防のための措置を行うこと。
- ◎ 土壌を利用しない栽培方法（水耕栽培等）による面積、永年性飼料作物の面積は除く

(2)有機転換推進事業

【留意事項】

- ・ **環境保全型農業直接支払交付金**との兼合い

⇒重複申請が可能です。

ただし、環境保全型農業のうち化学合成農薬及び化学合成肥料を**使用しない農法**により生産を行っている場合や**「有機農業」の取組みで交付を受けている**場合は、すでに**「有機農業」を取組んでいる**ことになり、**本事業の支援の対象になりません。**

(2)有機転換推進事業

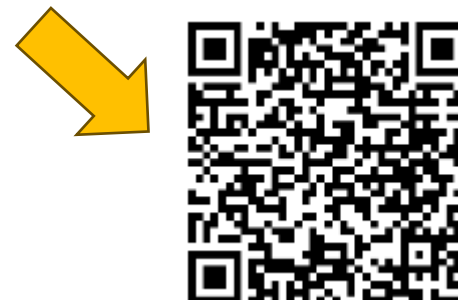
【留意事項】

・対象品目の考え方

⇒「環境保全型農業直接支払交付金」の対象品目と同じ
考え方で整理

◎参考

長野県における環境保全型農業直接支払交付金について



(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

◎ 詳細は別冊資料2（農林水産省資料）もご覧ください

【目的】

「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る

「グリーンな栽培体系」

= 「環境にやさしい栽培技術」と

「省力化に資する技術」を組み合わせた栽培体系

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【環境にやさしい栽培技術】

★化学農薬の使用量の低減

★化学肥料の使用量の低減

- ・有機農業の取組面積拡大に向けた栽培体系の検討
- ・水田からのメタンの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用
- ・石油由来資材からの転換
- ・プラスチック被覆肥料の被膜殻対策

★【新】省資源化（耐用年数の長い農業資材への切替え等）

★の取組みは、価格高騰対策の一環として
一定数が優先採択されます

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【改】 【事業実施主体】

(1) 協議会 ※赤字は必須構成員

(構成員：県（普及組織）または農業協同組合（営農指導事業担当）、
農業者、農薬メーカー、肥料メーカー、農機メーカー、
市町村、実需者 等)

(2) 市町村

※都道府県（普及組織）または農業協同組合（営農指導事業担当）の
参加必須

(3) 農業協同組合

※ (1) ~ (3) いずれの場合も、農業者の参加必須

(3)グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【支援内容】

ア グリーンな栽培体系の検討（※必須）

検討会の開催、グリーンな栽培体系の検証、栽培マニュアル・
産地戦略の策定

イ グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業 機械等の導入

検証に必要となるスマート農業機械等を導入し、環境負荷低減
及び省力化の効果を検証

ウ 消費者理解の醸成

検討する栽培体系により生産する農産物への理解醸成のための
セミナーの開催や産地での農業体験の実施 等

(3)グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【補助率】

定額（機械導入に係る経費のみ2分の1以内）

※上限 300万円

複数の取組、有機農業について検証する場合

上限 360万円

+検証に必要なスマート農業機械等を導入（リースまたは購入）する場合は導入費1/2上乘せ

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【成果目標】

実証した内容に基づく 「栽培マニュアルの作成」 及び

「産地戦略の策定」

【申請の流れ】

(1) (協議会等) ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

(2) 協議会等 ⇒ 農業農村支援センター

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【申請書類】

- 調査様式 2
- 事業実施計画書(別紙様式第 3 号)
- 別紙様式第 3 号別添
- (※協議会の場合)協議会規約、会計規約等
- (※協議会の場合)協議会構成員名簿
- 導入する環境にやさしい農業・省力化技術の効果がわかる資料
- (※スマート農業機械等を導入する場合)別紙「導入計画書」
- (※スマート農業機械等を導入する場合)
導入予定の機械等の概要がわかる資料
- (※配分基準の 8 のiiiを選択する場合)
輸出事業計画の作成年月及び輸出先国の求める生産物に対応する
ための栽培体系を検討することが分かる資料
- 経費の根拠資料(見積書、カタログ、単価が記された会計規約等)

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【留意事項】

「グリーンな栽培体系」

= 「環境にやさしい栽培技術」と

「省力化に資する技術」を組み合わせた栽培体系



両方の技術を取り入れた栽培体系の実証

に取組み、

両方の技術を含む「栽培マニュアル」を作成

する必要があります！

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【留意事項】

- ◎ **栽培体系**の条件 (⇒**導入する技術以外**も含めた全体にかかる)
 - ・ 定植前準備～収穫後作業までの一連の流れの中で、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を両方取り入れる
 - ・ 化学農薬の使用量（リスク換算）が現在の栽培体系から増加しない
 - ・ 化学肥料の使用量、プラスチック被覆肥料の使用量が現在の栽培体系から増加しない

- ◎ 環境にやさしい栽培技術は、試験研究機関等において環境負荷低減の効果が認められているもの

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【留意事項】

◎ 「栽培体系の条件」は導入する技術以外も含めた**全体**にかかります！

×例) 元肥を化成肥料（被覆肥料ではない）から

有機質肥料に変更 **【化学肥料の使用量低減】**

⇒元肥の肥料成分が減ってしまうので、追肥で「一発肥料（被覆肥料）」を増やして補おう！は**NGです！**

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

【留意事項】

県では「**環境にやさしい農業技術現地実証事業**」を実施

グリーンな栽培体系への転換サポートは、

- ① 事業期間が**原則 1 年間**
- ② 成果品としてマニュアル・産地戦略の作成が必要
- ③ ②に基づき、**5 年間で産地に技術を普及**

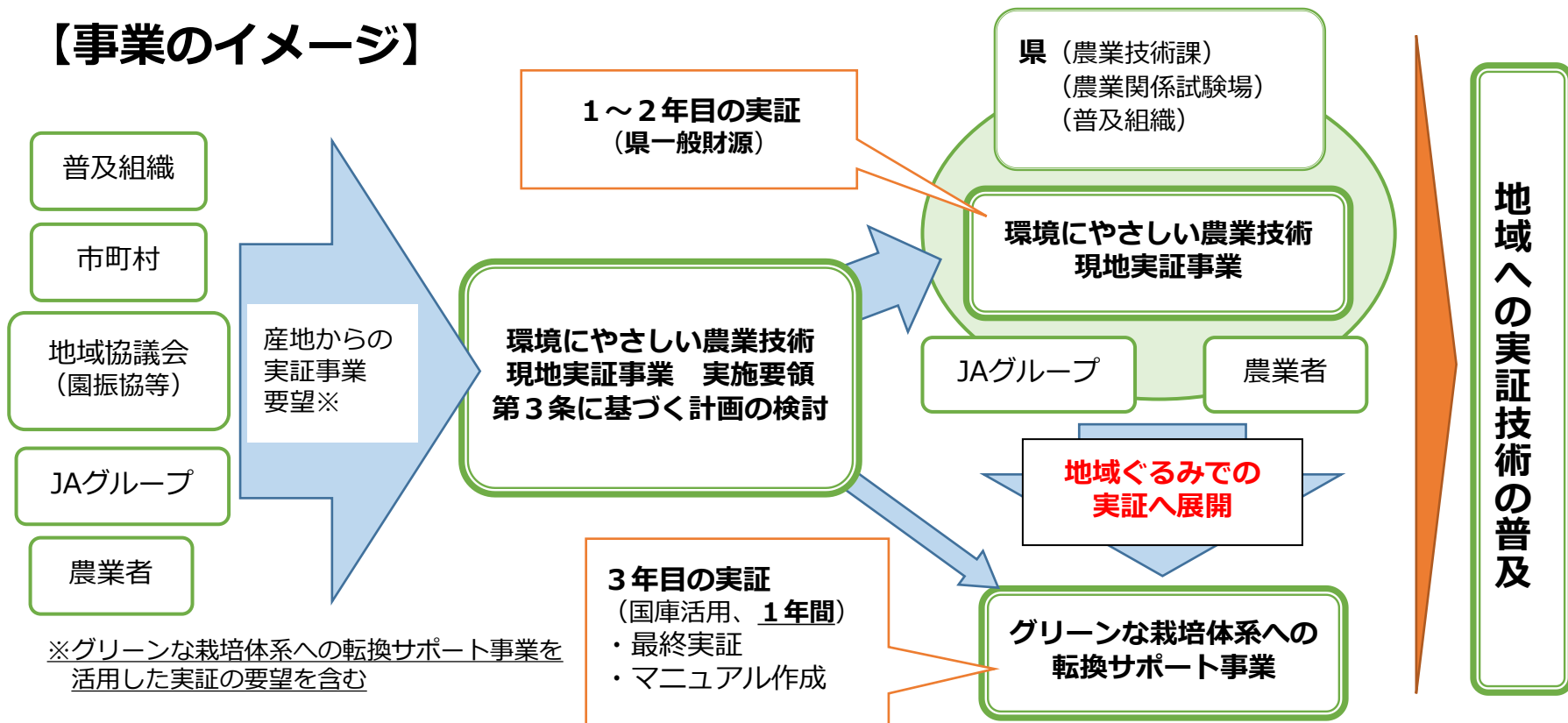
⇒円滑な実施・普及のため、実証事業実施要領に基づき計画（実証）内容を検討。

必要に応じて、現地実証事業を含めた2～3年間の事業計画となるよう、実証試験の設計を支援します！

(3) グリーンな栽培体系への転換サポート

交付等要綱
【別記3】

【事業のイメージ】



本事業の実施を希望される場合は、県現地実証事業の活用も含め、ご検討ください！

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【目的】

環境負荷低減の技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、SDGs ※に対応し、環境負荷低減と収益性向上を両立したモデル産地を育成する

※化石燃料の使用量削減と生産性向上の両立を目指す

【事業実施主体】 協議会 ※**赤字**は必須構成員

(構成員：県（普及組織または農業関係試験場） または市町村、農業者（原則5戸以上※）、農業用機械メーカー、JA等）

※支援内容が「省エネ機器設備・資材の導入実証」を実施しない場合は2戸以上でも可

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【支援内容】

ア SDGs対応型産地づくりに向けた検討会の開催

先進地の視察や外部専門家の助言等をもとに、方策等を検討するための会議の開催

イ マニュアル作成・情報発信

得られた知見等を普及啓発するためのマニュアルや技術講習会資料、実証成果報告書等の作成

ウ 環境影響評価の実施

化石燃料の使用量削減等の環境負荷低減の効果や評価について、専門家等を招いた技術指導や委託を行う

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【支援内容】

工 新技術の実証

SDGsに対応した新技術や、農業分野ではまだ普及していないSDGsに資する技術の実証

才 省エネ機器設備・資材の導入実証

施設園芸における化石燃料の使用量削減に資する省エネ機器設備や資材等の導入を行い、化石燃料の使用量削減の実証を行う

※**ア**の取組みは必須

工または**才**を実施する場合、**イ・ウ**の取組み必須

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【補助率】

- ・ **ア～エの取組み** **定額**
- ・ **オの取組み** **2分の1以内**

※ **エ**に取組む場合は上限7,000万円

オのみに取り組む場合においては上限2,500万円

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【成果目標】

品目毎に化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合と、
単収当たりの化石燃料（A重油等）の使用量の低減割合を
設定

※支援内容ア「検討会の開催」のみに取り組む場合

- ・ 新技術による栽培実証や省エネ機器設備等の活用に向けた検討会を複数回実施
- ・ 1事例以上の設備導入又は地域モデルの整理を行うこと

(4) SDGs対応型施設園芸確立

【申請の流れ】

- (1) 協議会等 ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター
- (2) 協議会等 ⇒ 農業農村支援センター

【申請書類】

- 調査様式2
- 事業実施計画書(別紙様式第4号)
- 別紙様式第4号別添2-1、2-2
- 別紙様式第4号第7に記載の添付書類

(5) バイオマス地産地消の推進

【目的】

家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの活用により、農山漁村の活性化や農林漁業者の所得向上に貢献するとともに、脱炭素社会の実現に向け、エネルギーの調達における環境負荷低減を推進

【事業実施主体】

- (1) 地方公共団体
- (2) 民間団体等

(5) バイオマス地産地消の推進

【支援内容】

ア バイオ液肥散布車の導入

メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布に必要なバイオ液肥散布車の購入又はリース方式による導入を支援

イ メタン発酵バイオ液肥等の利用促進

バイオ液肥等を肥料としてほ場で利用するに当たり、肥料としての効果を分析・実証するために必要な肥効分析、現地調査・実証を支援

(5) バイオマス地産地消の推進

【補助率】

- ・ アの取組み **2分の1以内**
- ・ イの取組み **定額** ※上限500万円

【成果目標】 ※詳細は各事業計画書内の注釈等を参照

事業内容に応じ、目標年度までの間の定量的な目標を設定

【申請の流れ】

民間団体等 ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

(5) バイオマス地産地消の推進

【申請書類】

◎ アの取組み

- 調査様式 1
- 実施計画書(別紙様式第 5 号)
- 別紙様式第 5 号別添(1)
- 別紙様式 5 - 1 ~ 5 - 3
- 別紙(添付書類)に定める資料
- (※特認団体が事業実施主体となる場合)別紙様式第 8 号

(5) バイオマス地産地消の推進

【申請書類】

◎イの取組み

- 調査様式 1
- 実施計画書(別紙様式第 5 号)
- 別紙様式第 5 号別添(2)
- 別紙様式 5 - 3
- 別紙様式第 5 号別添(2)の第 1 (添付書類)で定める添付資料
- (※特認団体が事業実施主体となる場合)別紙様式第 8 号

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【目的】

エネルギーの調達における環境負荷低減を推進するため、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用など、エネルギーの地産地消を実現する

【事業実施主体】

- (1) 地方公共団体
- (2) 民間団体等

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【支援内容】

ア バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策

(生産基盤強化モデル)

農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備

イ 地域資源循環の高度化（地域一体モデル）

バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向け、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【支援内容】

ウ バイオマス新技術活用モデルの構築

(スマート技術モデル)

これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【対象施設】

ア 新設施設

事業採算性が確保できると認められる施設及びこれら施設の附帯施設

イ 成果拡大施設

エネルギー変換効率の向上や製造コストの低減、副産物の有効利用、災害時対応等の成果拡大のために必要なバイオマス利活用施設であって、事業採算性が確保できると認められる施設の増設・改造

(6)バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【補助率】

2分の1以内

※**ア**の取組み：上限3億円

イの取組み：上限5,000万円（機器等1件当たり）

【成果目標】 ※詳細は各事業計画書内の注釈等を参照

地域のバイオマスを活用して得られる成果物の利用量等

※**イ** 成果拡大施設の場合は、増設・改造により拡大する量や
非常時における効果について記載

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【申請の流れ】

民間団体等 ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

【申請書類】

- 調査様式 3
- 実施計画書(別紙様式第 6 号)
- 別紙様式第 6 号別添
- 別紙様式第 6 - 1 ~ 6 - 5
- 別紙様式第 6 号の別紙(添付書類)で定める書類
- (※特認団体が事業実施主体となる場合)別紙様式第 8 号

(6) バイオマス地産地消施設整備

交付等要綱
【別記6-1】 【別記6-3】

【留意事項】

大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー（電気・熱・ガス）を供給することができる施設を整備するとともに、地方公共団体の地域防災計画協定に位置付けられる等、災害時の地域レジリエンスの強化に貢献する事業実施計画となっていること

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【目的】

化学肥料の代替となる生産資材やバイオ炭の製造・広域流通や、環境負荷低減農林水産物の需要拡大・流通の合理化に必要な施設整備等の取組を支援

(※通称『みどりハード・ソフト』)

【事業実施主体】

- (1) 地方公共団体
- (2) 民間団体等

※みどりの食料システム法第 39 条第 1 項に基づき「基盤確立事業実施計画」の申請を行い、認定を受けており、かつ認定計画において当該施設整備等を行う旨が記載されていること。

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

◎ 代替肥料

国内の未利用資源である家畜排せつ物や下水汚泥資源、食品残さ等を生かした、化学肥料の代替となる生産資材（化学肥料と一部混合した肥料を含む）

◎ バイオ炭

燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物

◎ 環境負荷低減農林水産物

有機農産物または特別栽培農産物等、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【支援内容】

ア 機械・施設の整備またはこれらの補改修

(付帯設備含む) (ハード)

- ・ 代替肥料やバイオ炭等の生産及び広域的な流通を図るために必要な機械・施設
- ・ 環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を図るために必要な機械・施設

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【支援内容】

イ 調査、検査・分析、実証試験等 (ソフト)

- ・ 利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査、検討等
- ・ 資材の品質の検査・分析やほ場での栽培実証、広域的な流通を推進するための実証等
- ・ 上記検証の結果結果を取りまとめ、パンフレット等の印刷など、事業成果についての情報発信

【補助率】

- ・ アの取組み **2分の1以内** ※上限1億5,000万円
- ・ イの取組み **定額** (リース費は2分の1以内) ※上限6,500万円

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【成果目標】 ※詳細は各事業計画書内の注釈等を参照

◎資材の生産・販売

代替肥料やバイオ炭等の普及拡大による環境負荷の低減への寄与の観点から根拠等を適切に設定

◎流通の合理化

環境負荷低減の効果の増進又は取り扱う農林水産物の付加価値の向上への寄与の観点から根拠等を適切に設定

【申請の流れ】

民間団体等 ⇒ 市町村 ⇒ 農業農村支援センター

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【申請書類】

◎ソフト事業のみの場合

- 調査様式 2 (推進事業)
- 実施計画書(別紙様式第 7 号)
- 別紙様式第 7 - 1 ~ 7 - 3
- 別紙様式第 7 - 1 (12)で定める添付資料
- 別紙様式第 7 号の別紙(添付書類)で定める書類

◎ハード事業を行う場合

- 調査様式 3 (整備事業)
- 実施計画書(別紙様式第 7 号)
- 別紙様式第 7 - 4 ~ 7 - 6
- 別紙様式第 7 - 4 (15)で定める添付資料
- 別紙様式第 7 号の別紙(添付書類)で定める書類

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【留意事項】

本事業の実施にあたっては、あらかじめ、みどりの食料システム法に基づく「**基盤確立事業実施計画※**」の申請を行い、**交付申請までに国の認定を受ける**必要があります

※基盤確立事業実施計画

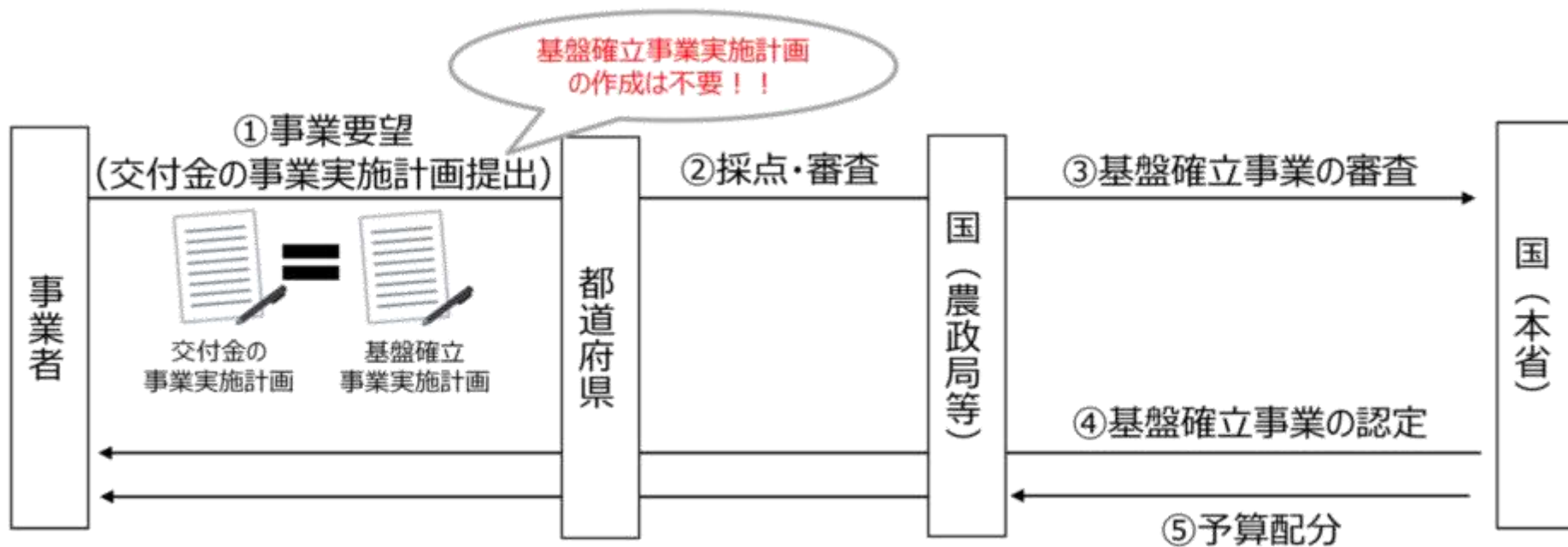
機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等が、生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大などに取組む計画

(7)環境負荷低減の取組みを支える 基盤強化対策

交付等要綱
【別記6-2】 【別記6-3】

【交付金申請と基盤確立事業実施計画認定の流れ】

交付金の事業計画書が、基盤確立事業実施計画認定申請の
計画書の代わりになります



◆ハード事業（バイオマス・みどりハード）の留意事項

◎原料調達・販路の安定性、持続性

- ・原料として使用するバイオマスや肥料原料の調達手段の確保が見込まれること
- ・製造した製品の販路、利用先の確保が見込まれること

◎費用対効果分析（別記6-1、6-2の第6）

- ・妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となっていること

投資効率 = 妥当投資額 ÷ 総事業費

妥当投資額 = 年総効果額 ÷ 還元率 - 廃用損失額

◆ハード事業（バイオマス・みどりハード）の留意事項

◎ 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し

- ・ 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること
- ・ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること
- ・ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること
- ・ 肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録申請又は届出を行う予定または行ったものであること
- ・ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること

3. スケジュールの再確認

◆ 要望調査のスケジュール

内 容	市町村・事業実施主体 →農業農村支援センター	農業農村支援センター →農業技術課
◎ <u>令和6年度当初着手分</u> ※1、2		
【仮提出】 ・ 調査様式 1～3 【仮提出】 ※グリサポ事業のみ ・ 別紙様式第3号※2	<u>令和6年1月10日（水）</u>	<u>令和6年1月15日（月）</u>
【本提出】 ・ 調査様式 1～3 ・ 別紙様式 ・ 添付書類等一式	<u>令和6年1月25日（木）</u>	<u>令和6年1月31日（水）</u>

◆ 要望調査のスケジュール

【留意事項】

- ※ 1 令和6年度当初着手分の要望調査期限については見込みです。
国のスケジュールにより前後する可能性がありますので、予めご了承ください。
- ※ 2 「有機農業転換推進事業」については、正式な要望調査は令和6年5～6月頃を予定とのことですが、予算規模を把握するため、実施を希望される場合は関係書類の提出をお願いします。
- ※ 3 「グリーンな栽培体系への転換サポート」の実証内容については、「環境にやさしい農業技術現地実証事業実施要領」に準じて検討を行う予定ですので、あらかじめ実施計画書（別紙様式第3号）の仮提出をお願いします。

◆事業執行のスケジュール

時 期	内 容
R 6.4月上旬【国→本庁】	<u>割当内示</u>
R 6.4月上旬 【事業実施主体等→地域振興局→本庁】	<u>事業計画書の提出</u>
R 6.4月中旬～下旬 【本庁→地域振興局→事業実施主体等】	<u>内 示</u> →以降、 交付決定前着手届の提出により 事業実施可能
R 7.1.15 【事業実施主体等→地域振興局】	遂行状況報告提出期限
R 7.2.28	実績報告書提出期限 →支払含め、ここまでに事業を完了する
R 7.4.10【本庁→国】	実績報告書（全県分）提出期限
R 7.7月末 【事業実施主体等→地域振興局】	実施状況報告書提出期限

【お問合せ先】

◎ 活用を希望される場合は、お近くの農業農村支援センターまでご相談ください！

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○佐久農業農村支援センター | TEL : 0267-63-3147 |
| ○上田農業農村支援センター | TEL : 0268-25-7126 |
| ○諏訪農業農村支援センター | TEL : 0266-57-2913 |
| ○上伊那農業農村支援センター | TEL : 0265-76-6813 |
| ○南信州農業農村支援センター | TEL : 0265-53-0413 |
| ○木曾農業農村支援センター | TEL : 0264-25-2220 |
| ○松本農業農村支援センター | TEL : 0263-40-1916 |
| ○北アルプス農業農村支援センター | TEL : 0261-23-6511 |
| ○長野農業農村支援センター | TEL : 026-234-9514 |
| ○北信農業農村支援センター | TEL : 0269-23-0209 |